

政 法 第 1 9 4 1 号
答 申 第 4 1 3 号
平成 2 7 年 9 月 1 8 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 5 年 3 月 7 日付け耕第 1 1 3 9 号 1 による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 5 0 5 号

平成 2 5 年 2 月 1 1 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 5 年 1 月 4 日付け耕第 9 4 6 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成25年1月4日付け耕第946号で行った行政文書不開示決定に係る処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が、土地改良施設である用悪水路への排水に関する相談等をしていたことに関して、県耕地課基盤整備室主査〇〇〇〇氏（以下「県職員」という。）が、平成22年9月24日にその経緯等を一方の当事者である県営ほ場整備事業「磯見川地区」の土地改良事業の受益者である土地改良区の工区長（以下「本件工区長」という。）から聞き取るとともに、本件工区長の日記の内容を自己所有のノートに転写するとともに、そのメモの後部に本件工区長から電話で連絡された伝言を追記した。

その後、平成22年10月4日に県職員はその転写・追記したメモ（以下「本件メモ」という。）を読み上げることにより異議申立人に報告した。

したがって、実施機関は当然に本件メモを保管しているはずであって、開示しないのは違法である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る処分について

平成25年1月4日付け耕第946号により実施機関が行った行政文書不開示決定処分（以下「本件決定」という。）

2 本件行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）及び対象行政文書の特定について

（1）本件請求について

平成24年12月4日付けの開示請求書の請求内容は、「転写メモ 県職員自筆メモ。後部にTELにて伝言を追加記入されているもの。」である。

（2）対象行政文書及び不開示の理由について

ア 本件請求における対象行政文書は、本件メモである。

イ 本件決定における不開示の理由は、本件メモをもとにして作成した復命書を保有しているものの本件メモ自体は保有していないため、及び異議申立てを受けて

再度本件メモを探索したが見つけられなかったためである。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、上記第2の2のとおり主張するが、本件メモ自体は上記2（2）のとおり保有していないので、異議申立人の主張には理由がない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに調査・審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求及び本件決定については、上記第3の1及び2（1）のとおりである。
- (2) これに対し、異議申立人は、平成25年2月11日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求の対象行政文書について

異議申立人の主張によれば上記第2の2のとおり、本件工区長宅で作成された本件メモを異議申立人に読み上げることにより報告したものであり、対象行政文書は存在するものとしている。

これに対し、実施機関は、本件メモをもとにして作成した復命書は保有するが、本件メモは保有していないとしている。

そこで、当審査会が職員に調査させたところ、本件メモは平成22年9月24日に県職員が本件工区長宅での聞き取り調査において、本件工区長の日記から県職員の保有するノートに転記したものであること、また、「後部にTELにて伝言を追加記入されているもの」とは、同年10月中旬に「排水を断ったのは、県であり、口頭であった。」とのことを本件工区長から電話で知らされた県職員が本件メモに追加記入したものの（以下「本件追記メモ」という。）であることを確認した。よって、本件請求は、第3の2（1）であるから、対象行政文書は本件追記メモである。

3 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号、以下「条例」という。）第2条第2項の規定によれば、開示請求の対象となる行政文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものである。

そこで、本件追記メモについて検討したところ、本件追記メモは県職員がノートに備忘録として記録したものであって、自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用する個人の備忘録であるから、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用または保存されているものとはいえない。

以上から、本件追記メモは組織的に用いられているものとは認められず、行政文書とはいえない。

なお、本件追記メモの記載されたノートは県職員が管理していたものであり、異動の際に廃棄されている。

4 したがって、実施機関は本件請求の対象となる行政文書を保有していないものと判断する。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおり、本件請求につき、実施機関の不存在を理由とする不開示決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 3. 7	諮問書の受理
25. 3. 29	実施機関の理由説明書の受理
25. 5. 23	異議申立人の意見書の受理
27. 3. 25	審 議
27. 4. 22	審 議
27. 5. 27	審 議
27. 6. 24	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成27年 6月24日現在)